

建設石綿被害を初めて労災認定 韓国●類似石綿災害の職業病認定の定規に

石綿が露出している製鉄所の工事現場で働き、石綿疾患である中皮腫に罹った建設労働者が、勤労福祉公団から産業災害を承認された。建設労組は4月14日、仁川製鉄所増築工事の現場で10余年間働いた建設労働者の故ミン・某氏（73歳）が石綿疾患の中皮腫を病んだことに対し、13日に勤労福祉公団京仁地域本部が産業災害と認定したと明らかにした。

労組は「この間、法的な争いの結果として石綿疾患を労災認定したことはあったが、勤労福祉公団が自ら、作業環境測定と疾

病判定委員会を経て労災と認定したのは初めて」として、「今後、建設労働者の類似の石綿災害に対する職業病認定の定規になるだろう」と話した。

労組によると、ミン氏は1999年から仁川製鉄所の増築工事現場で建設労働者として働いている間の2008年に、中皮腫の診断を受けた。一人で闘病していたミン氏は、建設労組と石綿追放ネットワークが行った『石綿被害者検索活動』を知り、翌年労組に相談を要請した。ミン氏は昨年1月に死亡し、ミン氏の遺族が労組の助けを借りて、10月に公団京仁地域

本部に療養承認を申請した。

事件を代理したキム・ウンボク公認労務士（労務法人「現場」・仁川支社）は、「ミン氏が仁川製鉄所で仕事をするために、わざわざ仁川に引っ越しまでしたのに、過去の勤務履歴を立証するのが難しくて困り果てた」と言い、「石綿疾患は潜伏期間が長いだけに、建設労働者の履歴証明に対する制度的な支援策を至急に作らなければならない」と話した。

一方2月には、11年間建設現場で働いた建設労働者5人が、石綿被害救済法によって、韓国環境公団から石綿健康被害を認められた。同じ月に足場工の建設労働者として初めて石綿肺がんを職業病と認められた故イ・ジェビン氏は、1審に続き2



2011年4月15日
毎日労働ニュース
キム・ウンソン記者

6月11日に、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の総会が東京で開かれた。

この場で披露されたのが、全国の会員から寄せられた患者さんたちの写真でつくられた二枚の横

断幕。会の事務局とカメラマンの今井明さんの作業で作成された。

3月の石綿健康被害救済法五周年行動が中止されていなければ、デモの先頭に掲げられていた。

